

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00041948

2023年2月24日

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 発信課 | 福祉保険部国民健康保険課                       |
| 担当者 | 俵 達也                               |
| 連絡先 | 電 話 0166-26-1111 (内線3560)          |
|     | F A X                              |
|     | E-mail kokuho@city.asahikawa.lg.jp |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 分 類                                   | イベント・行事 [ ] 募集 [ ] 契約・入札 [ ] 会議・説明会 [ ] その他 [○]                  |
| 日 程                                   |  |
| 発表項目<br>(行事名)                         | 重度心身障害者医療費助成における高額療養費の支給に係るプログラムの誤りについて                          |
| 概 要<br>(趣旨・日時・<br>場所・内容等を<br>記入すること。) |  |
| 添付資料                                  | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> |
| 報道(取材)に当<br>たってのお願い                   |  |
| 備 考                                   |  |

令和5年2月24日

各報道機関 様

国民健康保険課長

重度心身障害者医療費助成における高額療養費の  
支給に係るプログラムの誤りについて

1 概要

重度心身障害者医療費助成を受給されている方（以下「受給者」という。）については、医療機関等で支払う医療費の自己負担額の一部又はその全部を旭川市（以下「市」という。）が助成しております。

後期高齢者医療制度の被保険者については、受給者からの受領委任に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から、診療月後の約3～4か月後に支給される高額療養費の全額を市が一旦受領し、その後、受給者が複数の医療機関を受診したことにより生じる自己負担上限額を超える額に相当する額を市から受給者が指定する口座に振り込み差額を市が受け入れているところです。

しかしながら、この度、受給者のうち、後期高齢者医療制度の被保険者であって、医療費の窓口負担割合（以下「自己負担割合」という。）が2割の方において、市から受給者への振込額を計算する確認作業の中で、令和4年10月診療分に係る高額療養費の全額が、直接、広域連合から受給者に支給されていたことが判明しました。

この結果、この高額療養費から受給者が受け取るべき医療費の自己負担上限額を超えて負担した額を差し引いた額を受給者の方から市に戻入していただく必要が生じたものです。

2 原因

後期高齢者医療制度において、一定以上の所得がある方に対し、自己負担割合を2割とする制度が導入されたことに伴い、他の制度改正と合わせて全7本のプログラム修正を業者に委託していたところ、本件に関わる1本のプログラムに修正漏れがあったことによるものであります。

3 対象者

令和4年10月診療分で、後期高齢者医療制度に加入する、医療費の自己負担割合が2割の受給者407人中、高額療養費に該当する172人

4 戻入総額

669,614円（最大23,443円、最小 3円）

5 対象者への対応

お詫びの文書とともに納入通知書を令和5年2月27日付けで発送いたします。

6 再発防止策

制度改正後初めての処理にもかかわらず、動作確認を十分に行っていなかったことが原因であることから、今後は、ダミーデータでの確認や本番環境による確認を徹底するなど、チェック体制を構築いたします。

問合せ先

担当課：福祉保険部国民健康保険課  
俵

電話：(代表) 0166-26-1111 (内線 3560)